

住宅宿泊事業届出書における記載事項及び添付書類に関する基準

「那覇市における住宅宿泊事業の実施運営に関する要綱」第4条第1項第2号における別に定める基準は、下記のとおりとする。

記

- 1 届出書については、日本語で作成する必要があるが、名称、住所等の固有名詞については、外国語で記載することができる。
- 2 「住宅」とは、1棟の建物である必要はなく、建物の一部分のみを住宅宿泊事業の用に供する場合には、当該部分が法第2条第1項に規定する「住宅」の要件を満たしている限りにおいて、当該部分を「住宅」として届出ることができる。例えば、1棟の建物内で店舗と住宅といったように複数の用途が併存する建物においては、店舗部分を除いた住宅部分のみ「住宅」として使用することが可能とされているのであれば、その部分のみを「住宅」として届出ることができる。
- 3 「住宅宿泊事業を営もうとする住宅ごと」とは、省令第1条に規定する「台所、浴室、便所、洗面設備」が設けられている単位を最小単位とする。
- 4 住宅宿泊事業は1の「住宅」について、1の事業者による届出のみ可能であり、既に届出がされている「住宅」について、重複して届出することはできない。ただし、当該住宅の共同所有者等事業を共同で実施している者であれば連名で届出することは、可能である。
- 5 「役員」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 株式会社においては、取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）及び監査役
 - (2) 合名会社、合資会社及び合同会社においては、定款をもって業務を執行する社員を定めた場合は、当該社員。その他の場合は、総社員
 - (3) 財団法人及び社団法人においては、理事及び監事
 - (4) 特殊法人等においては、総裁、理事長、副総裁、副理事長、専務理事、理事、監事等法令により役員として定められている者
- 6 届出書の添付書類は、日本語又は英語で記載されたものに限る。英語の場合は、日本語による翻訳文を添付する必要がある。特別の事情で届出書に添付する書類が日本語又は英語で提出できない場合は、その他の言語で記載された書類に、日本語による翻訳文を添付することにより、提出することができる。
- 7 官公署（日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関を含む。）が証明する書類は、届出日前3月以内に発行されたものとし、官公署から発行された書類を提出することとする（写し等は認めないこととする。）。
- 8 届出書の各記載事項及び添付書類は、別表のとおりとする。

(別表) 住宅宿泊事業法届出書 (省令第1号様式 (第4条関係)) および 添付書類について

※ 根拠欄の「法 2-2-(7)」は、法第2条第2項第7号をいい、「規 4-2-(3)」は、省令第4条第3項第3号をいう。

第1面	指導基準	根拠
◎商号、名称又は氏名、住所及び連絡先		
法人番号	<ul style="list-style-type: none"> ○ 届出者が法人である場合にのみ記載すること。 ○ 法人番号とは、国税庁から指定・通知される13桁の番号をいう。(登記事項証明書の会社法人等番号12桁の左側に1桁を付加したもの)(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号) 	法3-2-(7) 規4-3-(3)
商号、名称又は氏名、生年月日及び性別	<ul style="list-style-type: none"> ○ (法人の場合) 登記事項証明書に記載されたものを記入すること。 ○ (個人の場合) 「商号又は名称」がある場合は、当該事項を記入すること。 	法3-2-(1) 規4-3-(1)
住所	<ul style="list-style-type: none"> ○ (法人の場合) 登記事項証明書に記載されたものを記入すること。 ○ (個人の場合) 住民票に記載された住所を記入すること。 ○ (外国籍の者の場合) 日本国政府の承認した外国政府の発行した書類やこれに準じる書類に記載された住所を記載すること。 	法3-2-(1)
届出者の連絡先	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電話番号又は電子メールアドレスのこと。 	法3-2-(7) 規4-3-(5)
◎代表者又は個人に関する事項		
氏名、生年月日及び性別	<ul style="list-style-type: none"> ○ (個人の場合) 住民票に記載された氏名を記入すること。 ○ (外国籍の者の場合) 日本国政府の承認した外国政府の発行した書類やこれに準じる書類に記載された氏名を記載すること。 	法3-2-(1) 規4-3-(1)
法人である場合においては、その役員の氏名、生年月日及び性別	<ul style="list-style-type: none"> ○ 代表者が複数存在するときには、届出者である代表者について記入し、その他の者については、第3面の役員に関する事項の欄に記入すること。 	法3-2-(2) 規4-3-(1)

第2面	指導基準	根拠
◎法定代理人に関する事項		
商号、名称又は氏名、 生年月日及び性別	<ul style="list-style-type: none"> ○（法人の場合）登記事項証明書に記載されたものを記入すること。 ○（個人の場合）「商号又は名称」がある場合は、当該事項を記入すること。 	法3-2-(3) 規4-3-(2)
住所	<ul style="list-style-type: none"> ○（法人の場合）登記事項証明書に記載されたものを記入すること。 ○（個人の場合）住民票に記載された住所を記入すること。 ○（外国籍の者の場合）日本国政府の承認した外国政府の発行した書類やこれに準じる書類に記載された住所を記載すること。 	法3-2-(3)
◎法定代理人の代表者に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 届出者が法人である場合にのみ記入すること。 	
氏名、生年月日及び性別	<ul style="list-style-type: none"> ○ 代表者が複数存在するときには、その中から選任された1名の代表者について記入し、その他の者については、法定代理人の役員に関する事項に記入すること。 ○ 住民票に記載された氏名を記入すること。 ○（外国籍の者の場合）日本国政府の承認した外国政府の発行した書類やこれに準じる書類に記載された氏名を記載すること。 	法3-2-(3) 規4-3-(2)
法人である場合においては、その役員の氏名、 生年月日及び性別	<ul style="list-style-type: none"> ○ 代表者が複数存在するときには、その中から選任された1名の代表者について記入し、その他の者については、法定代理人の役員に関する事項に記入すること。 	法3-2-(3) 規4-3-(2)
◎法定代理人の役員に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 届出者が法人である場合にのみ記入すること。 ○ 法定代理人の役員全員について記載すること 	
氏名、生年月日及び性別	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民票に記載された氏名を記入すること。 ○（外国籍の者の場合）日本国政府の承認した外国政府の発行した書類やこれに準じる書類に記載された氏名を記載すること。 	法3-2-(3) 規4-3-(2)

第3面	指導基準	根拠
◎役員に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 届出者が法人である場合にのみ記入すること。 ○ 法人の役員全員について記載すること。 ○ 第1面で代表者として記入した者については記入しないこと。 	
氏名、生年月日及び性別	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民票に記載された氏名を記入すること。 ○ (外国籍の者の場合) 日本国政府の承認した外国政府の発行した書類やこれに準じる書類に記載された氏名を記載すること。 	法3-2-(2) 規4-3-(1)

第4面	指導基準	根拠
◎住宅宿泊管理業に関する事項 登録年月日、登録番号	○ 届出者が住宅宿泊管理者である場合にのみ記入すること。	法3-2-(7) 規4-3-(4)
◎住宅に関する事項		
所在地	○ 当該住宅を明確にするため、建物・アパート名及び部屋番号を記載すること	法3-2-(4)
不動産番号	○ 不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第1条第8号に規定する不動産番号をいう。	法3-2-(7) 規4-3-(6)
第2条各号に掲げる家屋の別	<ul style="list-style-type: none"> ○ (1)「現に人の生活の本拠として使用されている家屋」とは、現に特定の者の生活が継続して営まれている家屋である。 ○ (2)「入居者の募集が行われている家屋」とは、住宅宿泊事業を行っている間、分譲（売却）又は賃貸の形態で、人の居住の用に供するための入居者の募集が行われている家屋である。 ○ (3)「随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている家屋」とは、純然たる生活の本拠としては使用していないものの、これに準ずるものとして、その所有者等により随時居住の用に供されている家屋である。また、当該家屋は、既存の家屋において、その所有者等が使用の権限を有しており、少なくとも年1回以上は使用しているものの、生活の本拠としては使用していない家屋である。 	法3-2-(7) 規4-3-(7)
住宅の建て方	<ul style="list-style-type: none"> ○ (1)「一戸建ての住宅」とは、いわゆる一戸建ての住宅。屋内で行き来できる2世帯住宅も含む。 ○ (2)「長屋」とは、一の建物を複数世帯向けの複数の住戸として利用し、共用部分（共用廊下や共用階段）を有しないもの（住戸ごとに台所、浴室、便所等の設備を有する。） ○ (3)「共同住宅」とは、一の建物を複数世帯向けの複数の住戸として利用し、共用部分（共用廊下や共用階段）を有するもの（住戸ごとに台所、浴室、便所等の設備を有する。） ○ (4)「寄宿舎」とは、一の建物を複数世帯向けの複数の住戸として利用し、複数住戸で台所、浴室、便所等の設備を共用するもの 	法3-2-(7) 規4-3-(8)
居室の面積	○ 宿泊者が占有する面積のことを表す（宿泊者の占	法3-2-(7)

	有ではない台所、浴室、便所、洗面所、廊下のほか、押入れや床の間は含まない)。具体的には、旅館業法の簡易宿所営業の取扱いと同様に算定することとする。なお、内寸面積で算定することとする。	規 4-3-(9)
宿泊室の面積	○ 宿泊者が就寝するために使用する室の面積を表す(宿泊室内にある押入れや床の間は含まない)。なお、面積の算定方法は壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積とする。	法 3-2-(7) 規 4-3-(9)
宿泊者の使用に供する部分(宿泊室を除く。)の面積	○ 宿泊者の占有か住宅宿泊事業者との共有かを問わず、宿泊者が使用する部分の面積であり、宿泊室の面積を除いた面積を表す(台所、浴室、便所、洗面所のほか、押入れや床の間、廊下を含む。)。なお、面積の算定方法は「宿泊室の面積」の場合と同様とする。	法 3-2-(7) 規 4-3-(9)
◎営業所又は事務所に 関する事項 名称及び所在地	○ 届出者が、営業所又は事務所を設ける場合にのみ記入すること。また、営業所又は事務所ごとに作成すること。 ○ 届出住宅以外の営業所又は事務所であって当該届出住宅に係る住宅宿泊事業に関連する全ての営業所又は事務所について記載すること	法 3-2-(5)

第5面	指導基準	根拠
◎住宅宿泊管理業務の委託に関する事項	○ 届出者が住宅宿泊管理業務を委託する場合にのみ記入すること。	
商号、名称又は氏名	○ (法人の場合) 登記事項証明書に記載されたものを記入すること。 ○ (個人の場合) 「商号又は名称」がある場合は、当該事項を記入すること。	法3-2-(6) 規4-2-(1)
登録年月日及び登録番号	○ 法第22条に基づき国土交通大臣に受けた登録年月日、登録番号である。	法3-2-(6) 規4-2-(2)
管理受託契約の内容	○ 法第34条第1項に基づき管理受託契約の締結に際して住宅宿泊管理業者から住宅宿泊事業者に交付される書面に記載されている事項を届け出る必要がある。当該事項が管理受託契約の契約書面に記載されている場合には、当該契約書面の写しを提出することによって届出を行ったものとみなして差し支えない。	法3-2-(6) 規4-2-(3)
◎その他の事項		
住宅に人を宿泊させる間、不在（法第11条第1項第2号の国土交通省令・厚生労働省令で定めるものを除く。）とならない場合においては、その旨	○ 法第6条に規定する安全の措置の設置義務の有無を確認するために求めるものであり、届出住宅に人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者が居住（別荘等の届出住宅において住宅宿泊事業者が滞在する場合も含む。）しており、法第11条第1項第2号に規定する一時的な不在を除く不在とならない場合のことである。ここでは、届出住宅内に居住していることが必要であり、省令第9条第4項に規定するような、例えば、届出住宅に隣接して居住する場合は対象とならないことに留意する必要がある。 ※（参考）省令第9条第4項 法第11条第1項第2号の国土交通省令・厚生労働省令で定めるときは、次の各号のいずれにも該当するときとする。 1 住宅宿泊事業者が自己の生活の本拠として使用する住宅と届出住宅が、同一の建築物内若しくは敷地内にあるとき又は隣接しているとき（住宅宿泊事業者が当該届出住宅から発生する騒音その他の事象による生活環境の悪化を認識することができないことが明らかであるときを除く。） 2 届出住宅の居室であって、それに係る住宅宿泊	法3-2-(7) 規4-3-(10)

	管理業務を住宅宿泊事業者が自ら行うものの数の合計が5以下であるとき。	
届出者が賃借人である場合においては、賃貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした賃借物の転貸を承諾している旨	○ 「賃借人」には賃借人の親族が賃貸人である場合の賃借人も含まれる。	法3-2-(7) 規4-3-(11)
届出者が転借人である場合においては、賃貸人及び転貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした転借物の転貸を承諾している旨	○ 「転借人」には転借人の親族が転貸人である場合の転借人も含まれる。	法3-2-(7) 規4-3-(12)
住宅がある建物が2以上の区分所有者が存する建物で人の居住の用に供する専有部分のあるものである場合においては、規約に住宅宿泊事業を営むことを禁止する旨の定めがない旨 ※当該規約に住宅宿泊事業を営むことについての定めがない場合は、管理組合に届出住宅において住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がない旨を含む	○ 「規約で住宅宿泊事業を営むことを禁止する旨の定め」については、住宅宿泊事業を禁止する場合のほか、「宿泊料を受けて人を宿泊させる事業」のように、住宅宿泊事業を包含する事業を禁止する場合も含む。 ○ また、一定の態様の住宅宿泊事業のみ可能とする規約の場合は、それ以外の態様は禁止されていると解される。（規約における禁止規定の規定例についてはマンション標準管理規約及びマンション標準管理規約コメントを参照。） ○ 「規約に住宅宿泊事業を営むことについての定めがない」場合において、「管理組合に届出住宅において住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がない」とは、管理組合の総会や理事会における住宅宿泊事業を営むことを禁止する方針の決議がないことである。	法3-2-(7) 規4-3-(13)

(添付書類)

○ 届出者が法人の場合

	添付書類	指導基準	根拠
1	定款又は寄付行為	<ul style="list-style-type: none">○ 商号、事業目的、役員数、任期及び主たる営業所又は事務所の所在地が登記事項証明書の内容と一致しているものであって、現在効力を有するものとする。○ 外国法人においては、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに準じるもので、商号、事業目的、役員数、任期及び主たる営業所又は事務所の所在地の記載のあるものを提出することとする。	法 3-3 規 4-4-(1)イ
2	(法人) 登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none">○ 外国法人においては、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに準じるもので、法人名、事業目的、代表者名、役員数、任期及び主たる営業所又は事務所の所在地の記載のあるものとする。	法 3-3 規 4-4-(1)ロ
3	役員が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書	<ul style="list-style-type: none">○ 市町村役場の交付する身分証明書○ 外国籍の役員においては、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに準じるもので、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者と同様に扱われている者に該当しない旨を証明する書類とする。当該書類が存在しない場合は、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に相当するものに該当しない者であることを公証人又は公的機関等が証明した書類を提出することとする。	法 3-3 規 4-4-(1)ハ
4	住宅の登記事項証明書		法 3-3 規 4-4-(1)ニ
5	住宅が「入居者の募集が行われている家屋」に掲げる家屋に該当する場合には、入居者の募集の広告その他の当該住宅において入居者の募集が行われていること	<ul style="list-style-type: none">○ 当該募集の広告紙面の写し、賃貸不動産情報サイトの掲載情報の写し、募集広告の写し、募集の写真その他の入居者の募集が行われていることを証明する書類をいう。	法 3-3 規 4-4-(1)ホ

	を証する書類		
6	住宅が「随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている家屋」に掲げる家屋に該当する場合においては、当該住宅が随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されていることを証する書類	○ 届出住宅周辺における商店で日用品を購入した際のレシートや届出住宅と自宅の間の公共交通機関の往復の領収書の写し、高速道路の領収書の写しその他の随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されていることを証明する書類をいう。	法3-3 規4-4-(1)へ
7	次に掲げる事項を明示した住宅の図面 (1)台所、浴室、便所及び洗面設備の位置 (2)住宅の間取り及び出入口 (3)各階の別 (4)居室、宿泊室及び宿泊者の使用に供する部分(宿泊室を除く。)のそれぞれの床面積	○ 必要事項が明確に記載されていれば、手書きの図面であっても差し支えない。	法3-3 規4-4-(1)ト
8	届出者が賃借人である場合においては、賃貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした賃借物の転貸を承諾したことを証する書面		法3-3 規4-4-(1)チ
9	届出者が転借人である場合においては、賃貸人及び転貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした転借物の転貸を承諾したことを証する書面		法3-3 規4-4-(1)リ
10	住宅がある建物が2以上の区分所有者が存する建物で人の居住の用に供する専有部分のあるものである場合においては、専有部分の用途に関する規約の写し	○ 住宅宿泊事業を許容する旨の規定 ※(参考) (標準管理規約から抜粋) 区分所有者は、その専有部分を住宅宿泊事業法第3条第1項の届出を行って営む同法第2条第3項の住宅宿泊事業に使用することができる。	法3-3 規4-4-(1)ヌ
11	規約に住宅宿泊事業を営むことについての定めがない場合は、管理組合に届出住宅において住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がないことを確認したことを証する書類	○ 届出者が管理組合に事前に住宅宿泊事業の実施を報告し、届出時点で住宅宿泊事業を禁止する方針が総会や理事会で決議されていない旨を確認した誓約書又は本法成立以降の総会及び理事会の議事録その他の管理組合	法3-3 規4-4-(1)ル

		に届出住宅において住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がないことを確認したことを証明する書類をいう。	
12	届出者が住宅に係る住宅宿泊管理業務を住宅宿泊管理業者に委託する場合には、法第34条の規定により交付された書面の写し	<p>※ (参考) 法第34条</p> <p>住宅宿泊管理業者は、管理受託契約を締結したときは、委託者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅宿泊管理業務の対象となる届出住宅 2 住宅宿泊管理業務の実施方法 3 契約期間に関する事項 4 報酬に関する事項 5 契約の更新又は解除に関する定めがあるときは、その内容 6 その他国土交通省令で定める事項 <p>※ (参考) 国交省令第17条 (抄)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅宿泊管理業者の商号、名称又は氏名 2 住宅宿泊管理業務の内容 3 住宅宿泊管理業務の一部の再委託に関する定めがあるときは、その内容 4 責任及び免責に関する定めがあるときは、その内容 5 法第40条の規定による住宅宿泊事業者への報告に関する事項 	法3-3 規4-4(1)ワ
13	法第4条第2号から第4号まで、第7号及び第8号のいずれにも該当しないことを誓約する書面	○ 誓約書については、様式1を用い、法に規定する欠格事由に該当しない旨を記載した書面であって署名又は押印があるものが該当する。	法3-3 規4-4(1)ワ

(添付書類)

○届出者が個人の場合

	添付書類	確認事項	根拠
1	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書 (営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては、その法定代理人(法定代理人が法人である場合にあっては、その役員)を含む。)	○ 市町村役場の交付する身分証明書 ○ 外国籍の届出者においては、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに準じるもので、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者と同様に取り扱われている者に該当しない旨を証明する書類とする。当該書類が存在しない場合は、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に相当するものに該当しない者であることを公証人又は公的機関等が証明した書類を提出することとする。	法 3-3 規 4-4-(2)イ
2	営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が法人である場合においては、その法定代理人の登記事項証明書	○ 外国法人においては、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに準じるもので、法人名、事業目的、代表者名、役員数、任期及び主たる営業所又は事務所の所在地の記載のあるものとする。	法 3-3 規 4-4-(2)ロ
3	法第4条第1号から第6号まで及び第8号のいずれにも該当しないことを誓約する書面	○ 誓約書については、様式2を用い、法に規定する欠格事由に該当しない旨を記載した書面であって署名又は押印があるものが該当する。	法 3-3 規 4-4-(2)ハ
4	住宅の登記事項証明書		法 3-3 規 4-4-(2)ニ
5	住宅が「入居者の募集が行われている家屋」に掲げる家屋に該当する場合には、入居者の募集の広告その他の当該住宅において入居者の募集が行われていることを証する書類	○ 当該募集の広告紙面の写し、賃貸不動産情報サイトの掲載情報の写し、募集広告の写し、募集の写真その他の入居者の募集が行われていることを証明する書類をいう。	法 3-3 規 4-4-(2)ニ
6	住宅が「随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されている家屋」に掲げる家屋に該当する場合には、当該住宅が随	○ 届出住宅周辺における商店で日用品を購入した際のレシートや届出住宅と自宅の間の公共交通機関の往復の領収書の写し、高速道路の領収書の写しその	法 3-3 規 4-4-(2)ニ

	時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されていることを証する書類	他の随時その所有者、賃借人又は転借人の居住の用に供されていることを証明する書類をいう。	
7	次に掲げる事項を明示した住宅の図面 (1)台所、浴室、便所及び洗面設備の位置 (2)住宅の間取り及び出入口 (3)各階の別 (4)居室、宿泊室及び宿泊者の使用に供する部分（宿泊室を除く。）のそれぞれの床面積	○ 必要事項が明確に記載されていれば、手書きの図面であっても差し支えない。	法 3-3 規 4-4-(2)ニ
8	届出者が賃借人である場合においては、賃貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした賃借物の転貸を承諾したことを証する書面		法 3-3 規 4-4-(2)ニ
9	届出者が転借人である場合においては、賃貸人及び転貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした転借物の転貸を承諾したことを証する書面		法 3-3 規 4-4-(2)ニ
10	住宅がある建物が2以上の区分所有者が存する建物で人の居住の用に供する専有部分のあるものである場合においては、専有部分の用途に関する規約の写し	○ 住宅宿泊事業を許容する旨の規定 ※（参考）（標準管理規約から抜粋）区分所有者は、その専有部分を住宅宿泊事業法第3条第1項の届出を行って営む同法第2条第3項の住宅宿泊事業に使用することができる。	法 3-3 規 4-4-(2)ニ
11	規約に住宅宿泊事業を営むことについての定めがない場合は、管理組合に届出住宅において住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がないことを確認したことを証する書類	○ 届出者が管理組合に事前に住宅宿泊事業の実施を報告し、届出時点で住宅宿泊事業を禁止する方針が総会や理事会で決議されていない旨を確認した誓約書又は本法成立以降の総会及び理事会の議事録その他の管理組合に届出住宅において住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がないことを確認したことを証明する書類をいう。	法 3-3 規 4-4-(2)ニ
12	届出者が住宅に係る住宅宿泊管理業務を住宅宿泊管理業者に委託す	※（参考）法第34条 住宅宿泊管理業者は、管理受託契約を	法 3-3 規 4-4-(2)ニ

	<p>る場合においては、法第34条の規定により交付された書面の写し</p>	<p>締結したときは、委託者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅宿泊管理業務の対象となる届出住宅 2 住宅宿泊管理業務の実施方法 3 契約期間に関する事項 4 報酬に関する事項 5 契約の更新又は解除に関する定めがあるときは、その内容 6 その他国土交通省令で定める事項 <p>※ 国交省令第17条</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅宿泊管理業者の商号、名称又は氏名 2 住宅宿泊管理業務の内容 3 住宅宿泊管理業務の一部の再委託に関する定めがあるときは、その内容 4 責任及び免責に関する定めがあるときは、その内容 5 法第40条の規定による住宅宿泊事業者への報告に関する事項 	
--	---------------------------------------	--	--

誓約書

(法人用)

年 月 日

那覇市長 宛

商号又は名称
代表者の氏名

印

届出者及び届出者の役員は、住宅宿泊事業法第4条第2号から第4号まで、第7号及び第8号のいずれも該当しない者であることを誓約します。

(参考) 住宅宿泊事業法第4条

次の各号のいずれかに該当する者は、住宅宿泊事業を営んではならない。

- 1 心身の故障により住宅宿泊事業を的確に遂行することができない者として国土交通省令・厚生労働省令で定めるもの
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 第16条第2項の規定により住宅宿泊事業の廃止を命ぜられ、その命令の日から3年を経過しない者(当該命令をされた者が法人である場合にあっては、当該命令の日前30日以内に当該法人の役員であった者で当該命令の日から3年を経過しないものを含む。)
- 4 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは旅館業法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
- 6 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。第25条第1項第7号及び第49条第1項第7号において同じ。)が前各号のいずれかに該当するもの
- 7 法人であって、その役員のうち第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの
- 8 暴力団員等がその事業活動を支配する者

誓約書

(個人用)

年 月 日

那覇市長 宛

氏 名

印

法定代理人

商号又は名称

氏 名

印

(法人である場合においては、代表者の氏名)

届出者、法定代理人及び法定代理人の役員は、住宅宿泊事業法第4条第1号から第6号まで及び第8号のいずれも該当しない者であることを誓約します。

(参考) 住宅宿泊事業法第4条

次の各号のいずれかに該当する者は、住宅宿泊事業を営んではならない。

- 1 心身の故障により住宅宿泊事業を的確に遂行することができない者として国土交通省令・厚生労働省令で定めるもの
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 第16条第2項の規定により住宅宿泊事業の廃止を命ぜられ、その命令の日から3年を経過しない者(当該命令をされた者が法人である場合にあつては、当該命令の日前30日以内に当該法人の役員であつた者で当該命令の日から3年を経過しないものを含む。)
- 4 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは旅館業法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
- 6 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合にあつては、その役員を含む。第25条第1項第7号及び第49条第1項第7号において同じ。)が前各号のいずれかに該当するもの
- 7 法人であつて、その役員のうち第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの
- 8 暴力団員等がその事業活動を支配する者